

奈良県広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第37号

奈良県広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例

奈良県広域水道企業団職員定数条例（令和6年11月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企業長」の次に「、議会、監査委員及び公平委員会」を加える。

第2条第1項中「42人」を「次に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 企業長の事務部局の職員 400人
- (2) 議会の事務部局の職員 5人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 5人
- (4) 公平委員会の事務部局の職員 5人

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号から第4号までに規定する職員は、同項第1号に規定する職員がこれを兼ねることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。